

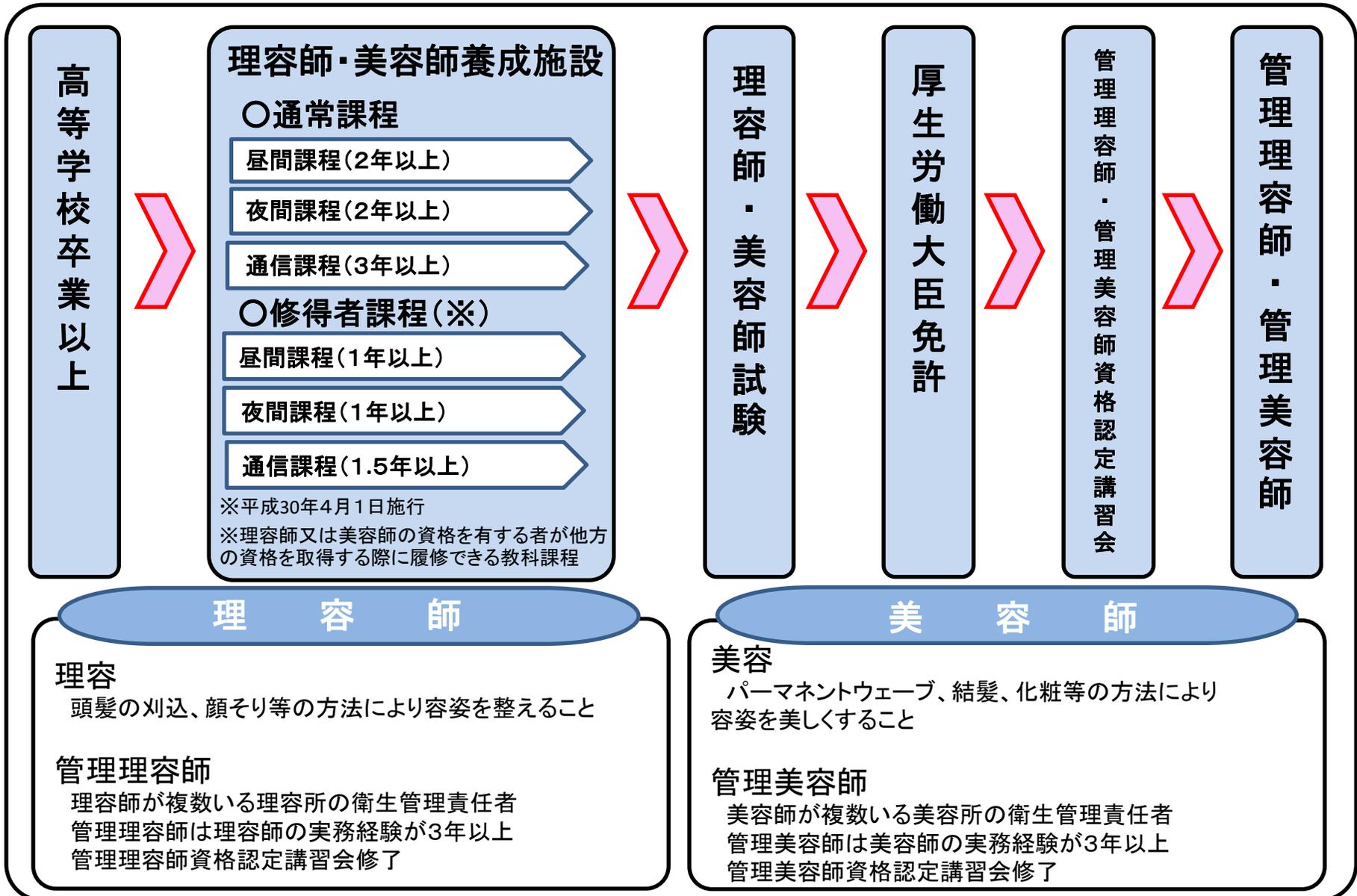
検討に当たっての主な論点（案）

厚生労働省 健康・生活衛生局
生活衛生課

目次

(1) 平成29年制度改革等について

(2) 主な論点項目（案）について



過去の見直しの経緯②

高度化かつ多様化する顧客ニーズに応えられる人材を育成することを目的として、これまでも累次（平成20年、平成29年など）にわたり見直しを実施。

（1）平成20年制度改正

- 理容実習・美容実習の見直しを実施
 - ・ 養成施設内で行うモデルを使用した実習について、「入所後概ね6か月を経過してから」の制限を撤廃
 - ・ 理・美容所で行う実務実習について、1日当たり2時間（必要に応じて4時間）以内の制限を撤廃
- 教科課程の見直しの実施
 - ・ 理容業・美容業に関連の深い内容を中心とした構成となるよう教科課程の教育内容を見直し

（2）平成29年制度改正

- 教科課程の見直しを実施
 - ・ 理容業・美容業に特化した内容となるよう教科課程の教育内容、単位数を見直し
 - ・ 同時授業を行うことができる教科課程（文化論及び運営管理）を追加
- 理容師又は美容師が他方の資格を取得（ダブルライセンス）をしやすい対応を実施
 - ・ 理容師養成施設に「美容修得者課程」、美容師養成施設に「理容修得者課程」を創設（昼間・夜間：2年→1年／通信：3年→1.5年）
 - ・ 理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しようとする場合、筆記試験（技術理論を除く）を免除

平成29年制度改正 教科課目の見直し（概要図）

（改正前）

（改正後）

必修 課 目	関係法規・制度
	衛生管理
	理美容保健康
	理美容の物理・化学
	理美容文化論
	理美容技術理論
	理美容運営管理
	理美容実習
	選択必修課目

必修 課 目	関係法規・制度
	衛生管理
	保健康
	香粧品化学
	文化論
	理美容技術理論
	運営管理
	理美容実習
	選択課目

・学習内容を体全体から皮膚や毛髪などの皮膚付属器官や関連する神経等に特化する。

・香粧品に特化する。
・器具の取扱い等については、技術理論へ。

デザイン、色彩等については、技術理論へ。

平成29年制度改正 教科課目の見直し（単位数等）

第1回理容師・美容師専門委員会

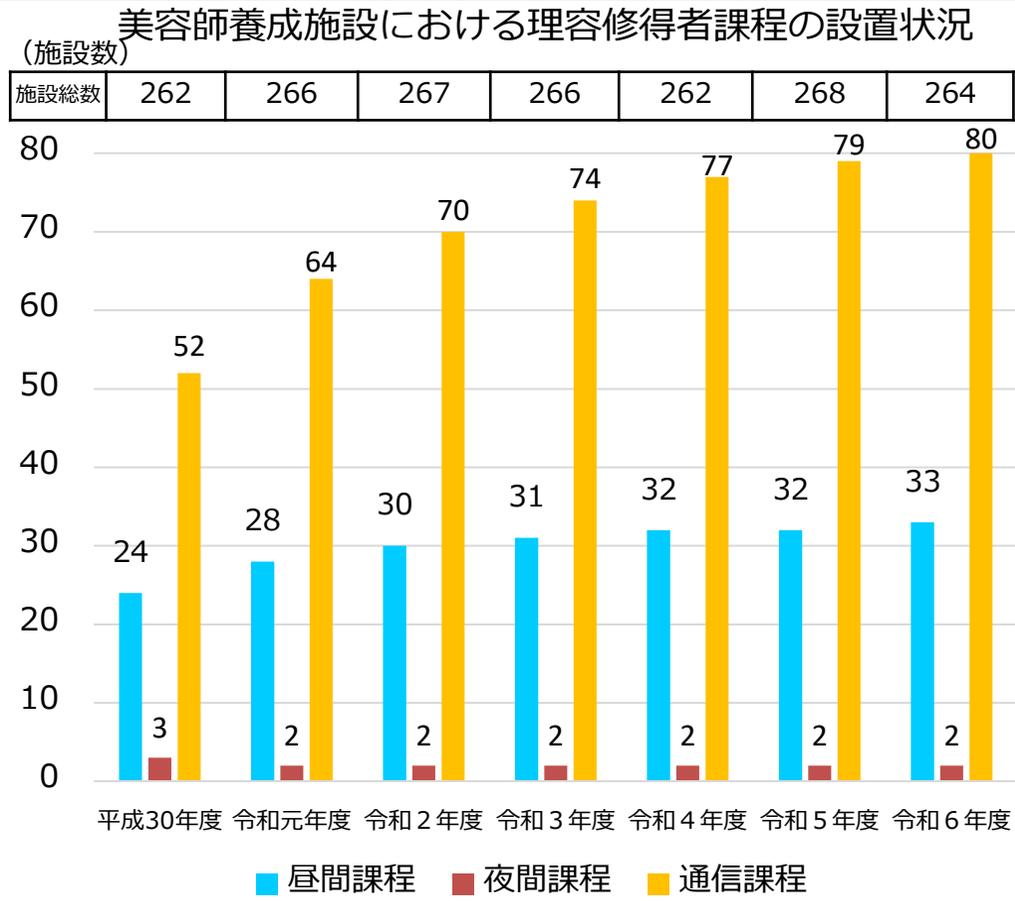
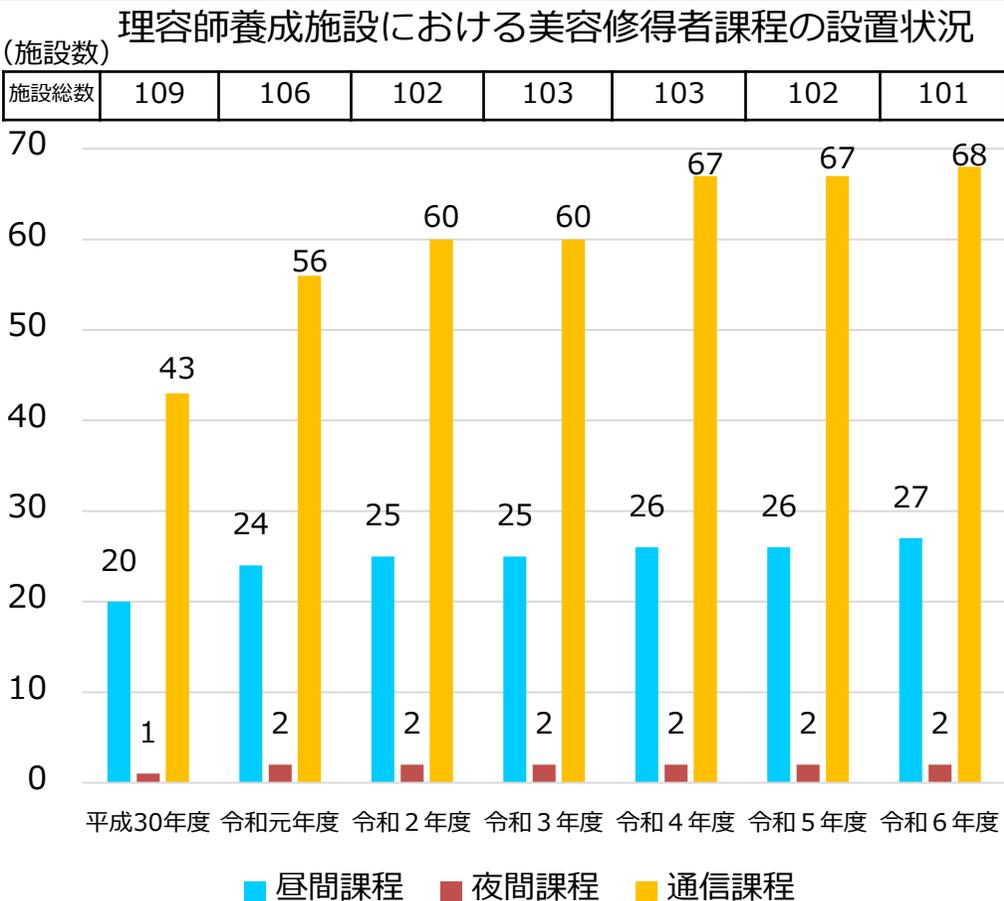
令和6年6月18日

資料3

	変更前の単位数 (時間数)	変更後の単位数 (時間数)	変更内容
関係法規・制度	1以上 (30以上)	1以上 (30以上)	・ <u>理美容業務に特化した内容</u> に重点化。
衛生管理	3以上 (90以上)	3以上 (90以上)	・ <u>理美容業務に特化した内容</u> に重点化。
保健	4以上 (120以上)	3 以上 (90以上)	・ <u>学習内容を体全体から皮膚や毛髪などの皮膚付属器官や関連する神経等に特化した内容</u> とする。
香粧品化学	3以上 (90以上)	2 以上 (60以上)	・ <u>香粧品に特化した内容</u> とする。 ・器具の取扱い等については、技術理論へ移行。
文化論	3以上 (90以上)	2 以上 (60以上)	・デザイン、色彩等については、技術理論へ移行。
運営管理	2以上 (60以上)	1 以上 (30以上)	・ <u>理美容業務に特化した内容</u> に重点化。
理容（美容）技術理論	4以上 (120以上)	5 以上 (150以上)	・器具の取扱い、デザイン、色彩等を追加。
理容（美容）実習	27以上 (810以上)	30 以上 (900以上)	・ <u>実習内容を充実</u> 。
小 計	47以上 (1,410以上)	47以上 (1,410以上)	
選択課目	20以上 (600以上)	20以上 (600以上)	・一般教育は <u>接客等の重点化</u> を図る。 ・専門教育は <u>技術・実践を重視した内容</u> とする。
合 計	67以上 (2,010以上)	67以上 (2,010以上)	

理容師（美容師）養成施設における修得者課程の設置状況

- 平成30年以降、養成施設の昼間課程又は夜間課程に通常の教科課程を設けている場合に限り、理容師養成施設に美容修得者課程を、美容師養成施設に理容修得者課程を設けることが可能。
- 各年度当初（4月1日）時点の理容師養成施設における美容修得者課程、及び美容師養成施設における理容修得者課程の設置状況は以下のとおり。

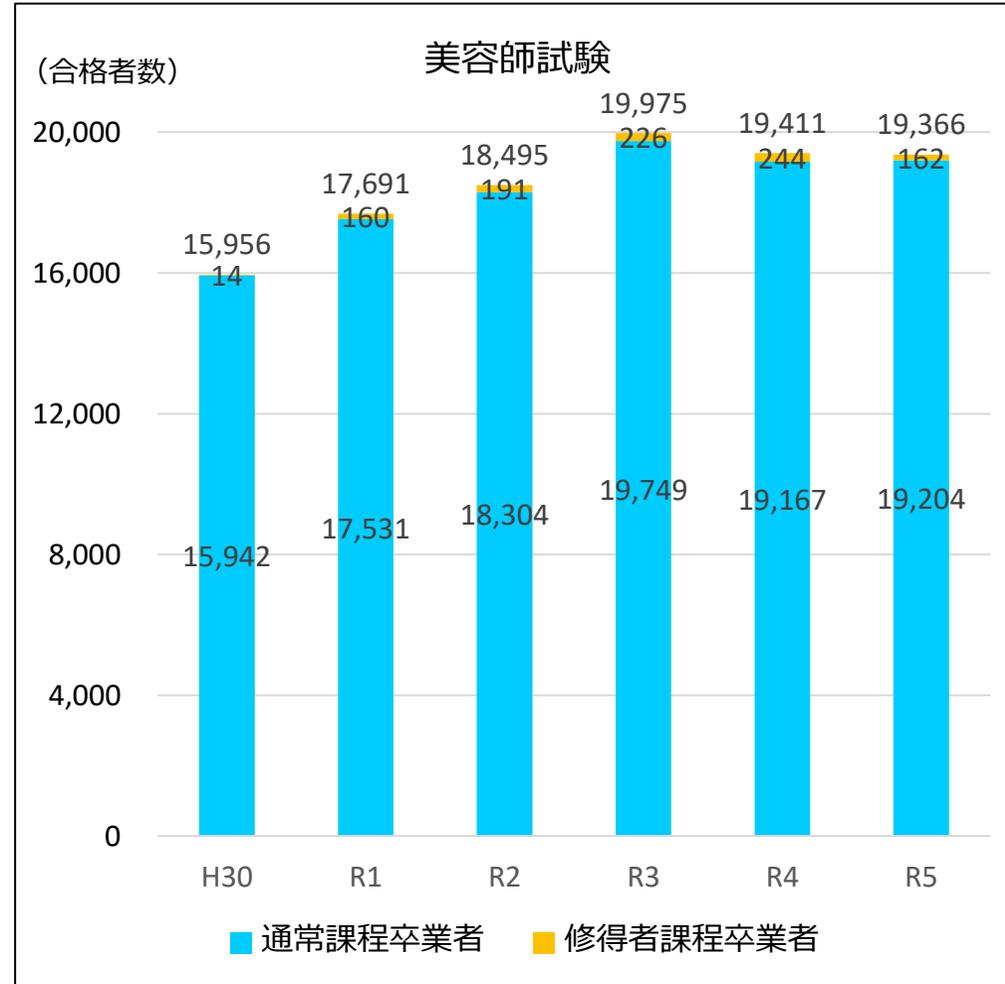
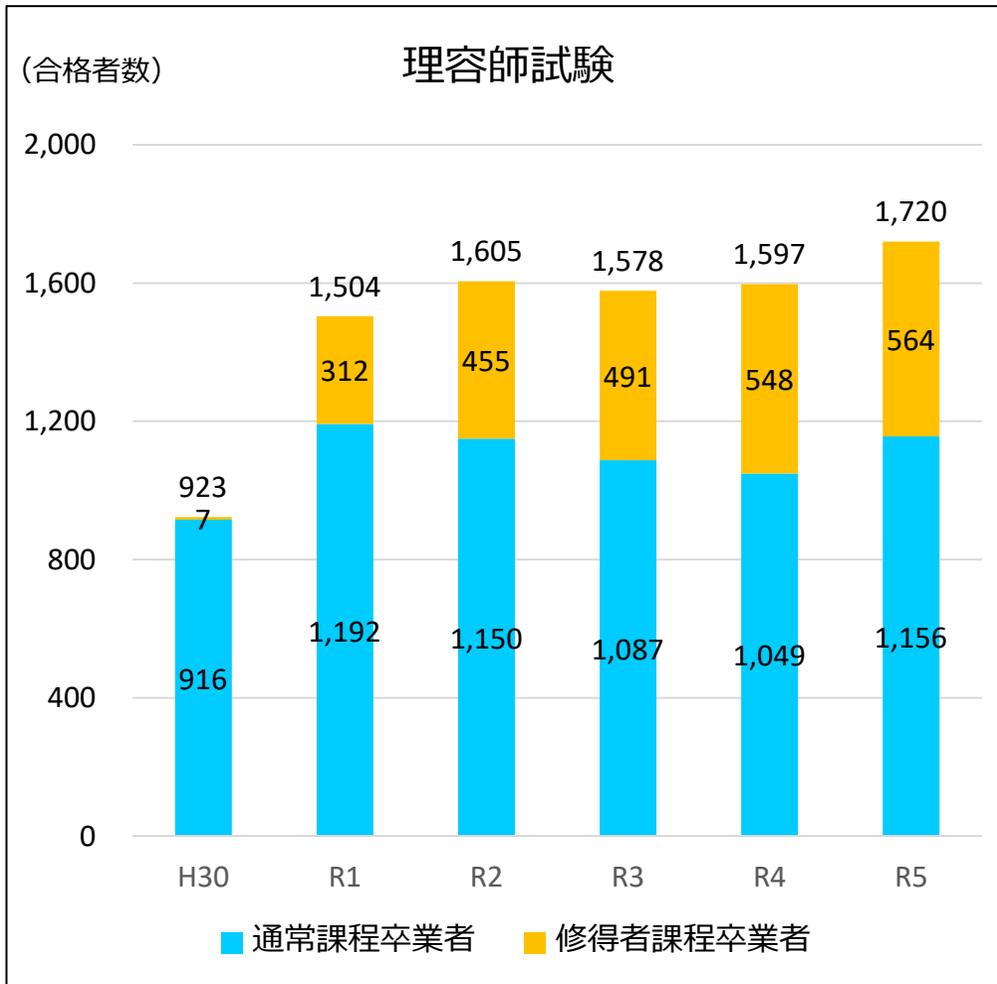


(注) 養成施設の総数は、各年度4月1日時点での養成施設の設置状況。
(ろう学校、矯正施設を含む。併設校は、理容師養成施設・美容師養成施設それぞれに計上。)
(注) 一つの養成施設が、複数の養成課程（昼間・夜間・通信）で修得者課程を設置している場合がある。

出典：厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課調べ

国家試験の合格者数（教科課程別）

- 理容師試験を受験した美容修得者課程の卒業者は年々増加しており、**理容師試験合格者の3割程度**を占める。
- 美容師試験を受験した理容修得者課程の卒業者は200人前後で推移しており、**美容師試験合格者の0.1割程度**を占める。
→**美師免許保有者が理容師免許を取得し、ダブルライセンスとなる傾向が非常に高い。**



目 次

(1) 平成29年制度改正等について

(2) 主な論点項目（案）について

主な論点項目（案）について

※以下に示した論点（案）は、専門委員会における議論を進めていただくため、事務局においてたたき台として整理したものであり、専門委員会における議論を踏まえ、必要に応じ、追加・修正等を行うもの。

主な論点項目（案）

○養成施設における必修課目及び選択課目のあり方について

直近の平成29年制度改正から一定の期間が経過したこと等を踏まえ、以下の点を中心にレビューを行う。

「国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について」（令和6年6月4日国家戦略特別区域諮問会議（第63回））を踏まえ、年度内を目処に、当面の方針のとりまとめを行う。

1. 必修課目と選択課目の履修内容
2. 必修課目と選択課目の履修単位
3. 養成施設における実習のあり方 等

※ 検討に当たっては、昼間課程・夜間課程と併せて通信課程も考慮したものとする必要がある。

○国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について（令和6年6月4日国家戦略特別区域諮問会議（第63回））〈抜粋〉

1. 新たに講ずべき具体的な施策

- (1) 地域・社会課題の解決に向けた規制・制度改革に係る提案募集に関する規制・制度改革事項
- (2) 「金融・資産運用特区」関連の規制・制度改革事項
- (3) (1) 及び (2) 以外の規制・制度改革事項

③理容師制度における養成方法の検討

- ・理容師の担い手確保、高度化・多様化する消費者ニーズに沿ったサービスの提供による理容業界の活性化等の観点から、理容師養成制度における修学の在り方について、広く関係者の意見を聴取する検討の場において、2024年度中に具体的な検討を行う。

養成施設における必修課目及び選択課目のあり方について

- 必修課目は、①関係法規・制度、②衛生管理、③保健、④化粧品化学、⑤文化論、⑥理容（美容）技術理論、⑦運営管理、⑧理容（美容）実習の8課目で構成され、理容師又は美容師になるのに必要な知識及び技能を修得する課目。
- 選択課目は、幅広い教養を身に付け、人間性豊かな人格の形成や保健衛生に携わる専門的技術者としての自覚をかん養するものとして、通知（「理容師養成施設の教科課程の基準の運用について」（平成27年3月31日健発第0331第17号厚生労働省健康局長通知。平成29年3月31日一部改正）の別添「理容師養成施設における教科課目の内容の基準」等）に示す課目の例を参考に、養成施設において独自に設定する課目。
- 必修課目と選択課目の教科課目の具体的な内容は、「理容師養成施設における教科課目の内容の基準」等において規定。

主な論点（案）

1. 必修課目と選択課目の履修内容

- 高度化・多様化する消費者ニーズや理容師・美容師の資格に求められる役割や技術等に応えられる人材を育成する観点から、現行の教育内容について、見直すべき内容や他に例示すべき内容はないか。【参照：スライド12～14】

2. 必修課目と選択課目の履修単位

- 必修課目と選択課目の履修単位のバランスは妥当か。【参照：スライド15、16】

3. 養成施設における実習のあり方

- 座学の履修単位と実習の履修単位のバランスは妥当か。【参照：スライド15、16】
- 必修課目における理容実習・美容実習について、現行の教育内容について見直すべき内容はないか。【参照：スライド13】

次頁に続く

主な論点（案）【続き】

3. 養成施設における実習のあり方

- 理容実習・美容実習（30単位以上・900時間以上）における、養成施設内での実習と理容所・美容所での実務実習（年間上限60時間）の役割についてどのように考えるか。【参照：スライド15、16】
- 実務実習の上限時間や管理方法について、適切と考えるか。【参照：スライド17、18】
- 選択課目においても理容所・美容所で実習（校外実習）を行うことが可能とされており、理容実習・美容実習における実務実習に準じた取扱いとされているところ、上限時間を含め取扱いが適切と考えるか。【参照：スライド17、19】

(参考1) 1. 必修課目と選択課目の履修内容
～ 必修課目の教科課目について ～

○「理容師養成施設の教科課程の基準の運用について」（平成27年3月31日健発第0331第17号厚生労働省健康局長通知。平成29年3月31日一部改正）の別紙「理容師養成施設の教科課程の基準の運用」等において、必修課目の教科課目を規定。

	教科課目	理容師養成施設の教科課程の基準の運用について (通知別添) 理容師養成施設における教科課目の内容の基準	美容師養成施設の教科課程の基準の運用について (通知別添) 美容師養成施設における教科課目の内容の基準
必修課目	関係法規・制度	ア 衛生行政 イ 理容師法 ウ その他の関係法規	ア 衛生行政 イ 美容師法 ウ その他の関係法規
	衛生管理	ア 公衆衛生概説 イ 感染症 ウ 環境衛生 エ 衛生管理技術	ア 公衆衛生概説 イ 感染症 ウ 環境衛生 エ 衛生管理技術
	保健	ア 人体の構造及び機能 イ 皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能 ウ 皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生 エ 皮膚及び皮膚付属器官の疾患	ア 人体の構造及び機能 イ 皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能 ウ 皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生 エ 皮膚及び皮膚付属器官の疾患
	香粧品化学	ア 香粧品の化学	ア 香粧品の化学
	文化論	ア 理容文化史 イ 服飾	ア 美容文化史 イ 服飾
	理容技術理論 美容技術理論	ア 理容で使用する器具 イ 基礎技術 ウ 頭部、顔部及び頸部技術 エ 特殊技術 オ 理容デザイン	ア 美容で使用する器具 イ 基礎技術 ウ 頭部、顔部及び頸部技術 エ 特殊技術 オ 和装技術 カ 美容デザイン
	運営管理	ア 経営管理 イ 労務管理 ウ 接客	ア 経営管理 イ 労務管理 ウ 接客
	理容実習 美容実習	ア 器具の取扱実習 イ 基礎技術実習 ウ 頭部、顔部及び頸部技術実習 エ 特殊技術実習	ア 器具の取扱実習 イ 基礎技術実習 ウ 頭部、顔部及び頸部技術実習 エ 特殊技術実習 オ 和装技術実習 カ 総合実習
	理容実習・美容実習 の詳しい内容は 次ページ参照	オ 総合実習	カ 総合実習

(参考2) 1. 必修課目と選択課目の履修内容、3. 養成施設における実習のあり方 ～ 理容実習・美容実習の内容について ～

理容実習	美容実習
<p>ア 器具の取扱実習 (ア) 理容器具の操作方法、消毒方法、手入れ方法を確実に身に付けさせること。 (イ) 用途に適した理容器具の選択方法について、理解させ、実践する能力を身に付けさせること。</p> <p>イ 基礎技術実習 (ア) 理容技術を行う場合の位置、姿勢など理容技術を行う場合に必要な基本動作を身に付けさせること。 (イ) 施設の清掃、消毒など理容所の衛生管理のために必要な措置を確実に身に付けさせる。特に、器具の消毒については、その重要性を十分に認識させるとともに、適正な方法で実施することを習慣付けさせることが必要であること。</p>	<p>ア 器具の取扱実習 (ア) 美容器具の操作方法、消毒方法、手入れ方法を確実に身に付けさせること。 (イ) 用途に適した美容器具の選択方法について、理解させ、実践する能力を身に付けさせること。</p> <p>イ 基礎技術実習 (ア) 美容技術を行う場合の位置、姿勢など美容技術を行う場合に必要な基本動作を身に付けさせること。 (イ) 施設の清掃、消毒など美容所の衛生管理のために必要な措置を確実に身に付けさせる。特に、器具の消毒については、その重要性を十分に認識させるとともに、適正な方法で実施することを習慣付けさせることが必要であること。</p>
<p>ウ 頭部、顔部及び頸部技術実習 (ア) ヘアカット、シャンプー技術、頭部処置技術、ヘアアイロン技術、パーマウェーブ、ヘアカラーリングなどの基本的な頭部技術を確実に身に付けさせること。 (イ) シェービング、その他の顔面処理技術など基本的な顔部及び頸部技術を確実に身に付けさせること。 (ウ) この際、使用する器具は毎回必ず消毒することを身に付けさせること。</p> <p>エ 特殊技術実習 エステティック技術、ネイル技術など理容の特殊技術を身に付けさせること。</p> <p>オ 総合実習 頭部、顔部及び頸部技術、特殊技術を適当に組み合わせて調和のとれた理容技術を完成させるため、総合的な技術を身に付けさせること。</p>	<p>ウ 頭部、顔部及び頸部技術実習 (ア) スカルプトリートメント、ヘアトリートメント、ヘアシャンプー・ヘアリンス技術、ヘアカット、パーマウェーブ、ヘアセット、ヘアカラーリングなどの基本的な頭部技術を確実に身に付けさせること。 (イ) メイクアップ、まつ毛エクステンションなど、その他基本的な顔部及び頸部技術を確実に身に付けさせること。 (ウ) この際、使用する器具は毎回必ず消毒することを身に付けさせること。</p> <p>エ 特殊技術実習 エステティック技術、ネイル技術など美容の特殊技術を身に付けさせること。</p> <p>オ 和装技術実習 日本髪のかぶり技術、かつらのあわせ方、かぶせ方、着付け技術を身に付けさせること。</p> <p>カ 総合実習 頭部、顔部及び頸部技術、特殊技術を適当に組み合わせて調和のとれた美容技術を完成させるため、総合的な技術を身に付けさせること。</p>

(参考3) 1. 必修科目と選択科目の履修内容 ～ 選択科目の教科科目について～

- 「理容師養成施設の教科課程の基準の運用について」（平成27年3月31日健発第0331第17号厚生労働省健康局長通知。平成29年3月31日一部改正）の別紙「理容師養成施設の教科課程の基準の運用」等において、選択科目の教科科目を例示し、科目例を参考に、一般教養と専門教育のバランスに配慮しつつ、養成施設において独自に設定。

	教科科目	理容師養成施設の教科課程の基準の運用について (通知別添) 理容師養成施設における教科科目の内容の基準	美容師養成施設の教科課程の基準の運用について (通知別添) 美容師養成施設における教科科目の内容の基準
選択科目	一般教養科目群	ア 日本語 イ 外国語 ウ 保健体育 エ 情報技術 オ 社会福祉 カ 芸術 キ 日本文化	ア 日本語 イ 外国語 ウ 保健体育 エ 情報技術 オ 社会福祉 カ 芸術 キ 日本文化
	専門教育科目群	ア エステティック技術 イ 理容カウンセリング ウ 食品保健・栄養理論 エ 理容モード理論 オ 理容総合技術	ア エステティック技術 イ 美容カウンセリング ウ 食品保健・栄養理論 エ メイクアップ オ まつ毛エクステンション カ 美容モード理論 キ 美容総合技術

(参考) 選択科目の単位数の設定

- 「理容師養成施設の教科課程の基準」（平成20年2月29日厚生労働省告示第45号）及び「美容師養成施設の教科課程の基準」（平成20年2月29日厚生労働省告示第50号）において、選択科目の単位数は以下のとおり規定。
- 一般教養に係る教科科目の単位数は、一科目につき一単位以上、専門教育に係る教科科目の単位数は、一科目につき二単位以上とし、選択科目の総単位数は、二十単位以上とする(修得者課程の選択科目の総単位数は、七単位以上とする。)
 - 通信課程については、通信課程の授業方法等の基準の定めるところによるものとする。

(参考4) 2. 必修課目と選択課目の履修単位、3. 養成施設における実習のあり方 ～ 昼間課程・夜間課程の履修単位数及び時間数について～

- 理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号）及び美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号）において、養成施設において履修する教科課目及び単位数を規定。

昼間課程及び夜間課程

(通常課程) 2年以上

課 目		単 位 数	時 間 数
必修課目	関係法規・制度	1単位以上	30時間以上
	衛生管理	3単位以上	90時間以上
	保健	3単位以上	90時間以上
	香粧品化学	2単位以上	60時間以上
	文化論	2単位以上	60時間以上
	理容(美容)技術理論	5単位以上	150時間以上
	運営管理	1単位以上	30時間以上
	理容(美容)実習	30単位以上	900時間以上
小計(A)		47単位以上	1,410時間以上
選択課目(B)		20単位以上	600時間以上
合計(A+B)		67単位以上	2,010時間以上

(修得者課程) 1年以上

課 目		単 位 数	時 間 数
必修課目	-	-	-
	-	-	-
	-	-	-
	-	-	-
	-	-	-
	理容(美容)技術理論	4単位以上	120時間以上
	-	-	-
	理容(美容)実習	23単位以上	690時間以上
小計(A)		27単位以上	810時間以上
選択課目(B)		7単位以上	210時間以上
合計(A+B)		34単位以上	1,020時間以上

※ 単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、30時間から45時間までの範囲で理容師養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。

※ 理容実習(美容実習)について、生徒の技術習熟状況に応じて、管理理容師(管理美容師)を配置する理容所(美容所)において、年間60時間を超えない範囲で実務実習の実施が可能。

(参考5) 2. 必修課目と選択課目の履修単位、3. 養成施設における実習のあり方

～ 通信課程の添削指導回数及び履修単位数について ～

- 理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準（平成20年2月29日厚生労働省告示第42号）及び美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準（平成20年2月29日厚生労働省告示第47号）等において、履修する教科課目及び単位数を規定。

通信課程

(通常課程) 3年以上

課 目		通信授業 (添削指導回数)	面接授業 (単位数)
必修課目	関係法規・制度	3回以上	2単位以上
	衛生管理	4回以上	6単位以上
	保健	3回以上	5単位以上
	香粧品化学	2回以上	6単位以上
	文化論	2回以上	2単位以上
	理容(美容)技術理論	8回以上	5単位以上
	運営管理	3回以上	2単位以上
	理容(美容)実習	6回以上	90単位以上
小計(A)	31回以上	118単位以上	
選択課目(B)	進度に応じた回数	2単位以上	
合計(A+B)	31回以上	120単位以上	

(修得者課程) 1.5年以上

課 目		通信授業 (添削指導回数)	面接授業 (単位数)
必修課目	-	-	-
	-	-	-
	-	-	-
	-	-	-
	-	-	-
	理容(美容)技術理論	8回以上	2単位以上
	-	-	-
	理容(美容)実習	6回以上	45単位以上
小計(A)	14回以上	47単位以上	
選択課目(B)	進度に応じた回数	1単位以上	
合計(A+B)	14回以上	48単位以上	

※ 単位数の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、5時間以上を基準として理容師・美容師養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。

※ 理容実習(美容実習)について、生徒の技術習熟状況に応じて、管理理容師(管理美容師)を配置する理容所(美容所)において、年間60時間(通信課程の生徒のうち理容所(美容所)に常勤で従事している者である生徒に対しては20時間)を超えない範囲で実務実習の実施が可能。

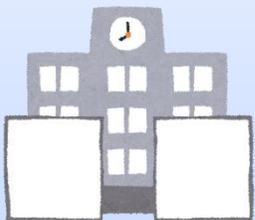
(参考6) 3. 養成施設における実習のあり方

～ 理容実習・美容実習における実務実習の取扱いについて ～

- 実習は養成施設内で実施することを原則としつつ、生徒の技術習熟度に応じ、養成施設が作成した実施計画に基づく教育課程の一環として、管理理（美）容師を配置する理（美）容所において、従事する理（美）容師の指導監督の下、年間60時間を超えない範囲で、理容行為及びその附随する作業（実務実習）を行うことが可能。
- 養成施設は、実務実習を適正かつ効果的に実施するため、あらかじめ実施計画と評価方法を作成。
- 指導に当たる理（美）容師は、生徒ごとに作成した実務記録を養成施設に提出し、養成施設が実務実習の評価を実施。

実務実習の標準的な流れ

【養成施設】



【実務実習前】

- ①カリキュラム編成
- ②実務実習を行う生徒の選定
(入所期間や技術習熟度を考慮)
- ③受入サロンの選定
- ④実施計画・評価方法の作成

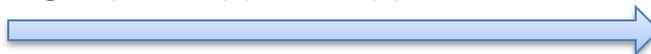
【実務実習後】

- ⑨実務実習の評価

(実務実習の留意点)

- ・ 1日当たりの時間数は、実務実習の実施計画、他の授業計画との調整及び受入先の営業状況等を勘案し、適切な時間数を設定。
- ・ 実務実習を受ける生徒は、実務実習生であること及び氏名を記載した標識の着用が必要。
- ・ 1人の理容師・美容師が同時に指導できる生徒の数は2人以下。

⑤生徒を理容所・美容所に送り出し



【理容所・美容所】



【生徒】

- ⑥実習 (理容・美容行為、附随作業)

【理容所・美容所】

- ⑦実施計画に基づき生徒の監督指導・評価

⑧生徒ごとの実務記録を作成・提出



※選択課目の校外実習についても、実務実習の取扱いに準じて、養成施設の判断において実施。

(参考7) 3. 養成施設における実習のあり方 ～ 現行の実務実習制度について ～

- 「理容師養成施設の教科課程の基準の運用について」（平成27年3月31日健発第0331第17号厚生労働省健康局長通知。平成29年3月31日一部改正）の別紙「理容師養成施設の教科課程の基準の運用」等において、実務実習のあり方を規定。

(抜粋) 理容師養成施設の教科課程の基準の運用 ※美容師養成施設においても同様の規定

別添 理容師養成施設における教科課目の内容の基準

第1 必修課目

8 理容実習 (3) 学習指導上の留意事項

ウ いたずらに新しい技術を追求することなく、基本的な技術を確実に習得させるように指導すること。

エ 常に理容技術理論の学習状況に配慮しつつ、理論と実習との相互の連携を図って、理容師としての専門技術を効果的に習得させるように努めること。

カ 実習は理容師養成施設内で実施することを原則とするが、**生徒の技術習熟状況に応じ、当該養成施設が作成した実施計画に基づく教育課程の一環として、管理理容師を配置する理容所において、当該理容所に従事する理容師の適切な指導監督の下、理容行為及びその附随する作業（以下「実務実習」という。）を行うことが望ましいこと。**

キ **理容師養成施設は、実務実習を適正かつ効果的に実施するため、あらかじめ実施計画と評価方法を作成しなければならないこと。**

ク 実施計画の作成に当たっては、生徒が基本的な理容技術に習熟し、状況に応じて応用できる基礎的能力を身に付けさせることを目標に、段階的に技術の習得ができるように配慮すること。

ケ 実務実習の開始時期は、入所後おおむね6か月を経過してからとすること。

コ 実務実習を行う場合は、**年間60時間（通信課程の生徒のうち理容所に常勤で従事している者である生徒に対しては20時間）を超えないこと。**
なお、1日当たりの時間数については、実務実習の実施計画、他の授業計画との調整及び受け入れ理容所の営業状況等を勘案して、適切な時間数とすること。

サ 実務実習を行う場合、理容師養成施設は、次の要件に適合する理容所に生徒の受け入れを依頼しなければならないこと。

(ア) 管理理容師の資格を有し、かつ、適切な指導監督のできる理容師がいること。

(イ) 当該理容所で受け入れる生徒数に応じた設備を有すること。

(ウ) 当該理容所の経営方法が適切かつ確実なものであること。

シ 実務実習の指導は、理容師養成施設が作成した実施計画に基づいて、当該理容所において十分な実務経験を有し、適切に指導監督できる理容師が行うこと。

ス **実務実習を受ける生徒は、理容師の資格を取得しておらず、独立して業務を行うことができないことから、指導にあたる理容師の十分な監督の下で実習を行わせなければならないこと。**

セ 1人の理容師が同時に指導できる生徒の数は2人以下とすること。

ソ 実務実習を受ける生徒は、実務実習生であること及び氏名を記載した標識を着用しなければならないこと。

タ 指導にあたった理容師は、**生徒ごとに作成した実務記録を理容師養成施設に提出し、これに基づいて当該養成施設が実務実習の評価を行うこと。**

(参考8) 3. 養成施設における実習のあり方 ～ 現行の校外実習制度について ～

- 「理容師養成施設の教科課程の基準の運用について」（平成27年3月31日健発第0331第17号厚生労働省健康局長通知。平成29年3月31日一部改正）の別紙「理容師養成施設の教科課程の基準の運用」等において、校外実習のあり方を規定。

(抜粋) 理容師養成施設の教科課程の基準の運用 ※美容師養成施設においても同様の規定

1 教科課程の編成

(2) 選択課目

ア 理容師養成施設においては、必修の教科課目として、必修課目以外に適当な選択課目を設定すること。

イ 選択課目の内容は、日本語、芸術、エステティック技術、理容カウンセリングなど、幅広い教養を身に付けることによって、人間性豊かな人格の形成を目指すとともに、保健衛生に携わる専門的技術者としての自覚をかん養するものでなければならないこと。

ウ 選択課目については、「(別添)理容師養成施設における教科課目の内容の基準」第2に示す一般教養課目群及び専門教育課目群の実施方針にのっとり、課目の例を参考に、一般教養と専門教育のバランスに配意しつつ、各理容師養成施設において独自に設定すること。

エ 選択課目、校外実習などの実施に当たっては、生徒の負担加重とならないように、時間数、実施時期、実施回数及び実施方法を考慮しなければならないこと。この場合、これらの実施によって、必修課目の単位数又は授業時間数が所定の単位数又は授業時間数を下回ることはないように留意すること。

オ 理容師養成施設においては、選択課目の各教科課目について、「指定規則」別表第1、第1の2及び「教科課程の基準」に基づき、その内容等に応じて適切に行うこと。ただし、通信課程を設ける理容師養成施設においては、「通信課程における授業方法等の基準」及び「通信課程における授業方法等の基準の運用」に従い、適切に行うこと。

カ 授業の1単位時間は50分を標準とし、教科課目の特質等に応じて、授業の実施形態を工夫することができること。ただし、実習を伴う教科課目の授業時間については、原則として、1回当たり2単位時間を配当するものとする。

3 学習指導上の留意事項

(1) 理容師養成施設においては、**必修課目、選択課目、校外実習などについて、相互の連携を図り、全体として調和がとれ、発展的、系統的に指導できるように努めなければならないこと。**このため、理容師養成施設においては、必ず、学期又は月ごとに総合的教育計画を作成し、具体的な指導の目標を明確にするとともに、実際に指導する事項を選定配列しなければならないこと。

別添 理容師養成施設における教科課目の内容の基準

第2 選択課目

2 専門教養課目群 (3) 学習指導上の留意事項

イ 生徒の学習段階に応じて、高度な技術の習得に努め、可能であれば、最先端の技術に触れる機会を与えることが望ましいこと。

オ 校外実習を実施する理容師養成施設は、第1の8の(3)に定める実務実習を実施する上での留意事項に準じて、適正に実施しなければならないこと。

この場合において、教科課目の区分ごとに**理容師養成施設が定める単位数又は授業時間数の5分の1を超えない範囲**で行うものとする。